

## 大阪市告示第537号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、大阪都市計画道路事業の事業計画の変更の認可（令和8年大阪府告示第476号）に係る図書の写しの送付があったので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、その図書の写しを次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和8年4月17日

大阪市長 横山英幸

### 1 送付のあった図書の写し

大阪都市計画道路事業

（広路3号尼崎堺線（住之江））

（Ⅰ・Ⅰ・2号尼崎平野線（山王））

（Ⅰ・Ⅰ・2号尼崎平野線（山王西））

（Ⅱ・2・4号鞍作線（加美東））

（Ⅱ・2・5号生野線（林寺））

（3・1・39号桜島東野田線（四貫島））

（3・3・44号北野今市線（豊崎））

（3・3・44号北野今市線（天神橋））

（3・4・57号田辺出戸線（長吉出戸））

（8・5・24号正連寺川歩行者専用道）

### 2 縦覧場所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A T Cビル I T M棟6階

大阪市建設局道路河川部街路課

（計画調整局計画部都市計画課）